

通院医療費の概要【医療観察診療報酬点数表】

平成17年厚生労働省告示365号

第1章 基本診療料

通院対象者通院医学管理料【1月につき】

イ 前期通院対象者通院医学管理料(決定日～6月)	8,296点	前期	通院対象者社会復帰連携体制強化加算	2,000点	加算後	(10,296点)	※施設基準
ロ 中期通院対象者通院医学管理料(7月～2年)	7,291点	中期				(9,291点)	※通院対象者を常時3名以上受け入れる体制が確保されていること
ハ 後期通院対象者通院医学管理料(2年1月～)	6,285点	後期				(8,285点)	
通院医学管理料には、初・再診料、医学管理等(特定薬剤治療管理料及びてんかん指導料を除く)、在宅医療、投薬(処方箋料に限る)並びに100点未満の処置等に係る費用が含まれる							
ニ 急性増悪包括管理料【1月を限度】	39,000点	中期・後期	急性増悪包括管理料には、診療に係る全ての費用が含まれる				
急性増悪等の期間が1月に満たない場合【1日につき】	1,300点						
通院医学管理事前調整加算【前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限る】	2,400点	前期	保護観察所と調整の上、鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通院医学管理に必要な調整を実施した場合に加算できる。※ただし通院対象者が入院していた医療機関が引き続き指定通院医療機関として医学管理を行う場合は加算不可。				
通院医学管理情報提供加算【ケア会議開催の都度】	1,200点	前期・中期・後期	「ケア会議」に通院医学管理を行う指定通院医療機関の職員が出席し、精神障害者の医療・保健・福祉に関する機関との連絡調整のため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療等の情報提供を行った場合に加算できる。				
医療観察情報提供料	250点		指定通院医療機関が別の指定通院医療機関に対して、当該通院対象者の情報を提供した場合、1人につき月1回算定できる。				

第2章 医療観察精神科専門療法 (※以下の精神科専門療法は名称の前に「医療観察」が付きます)

医療観察精神科専門療法

		前期	中期	後期			
① 精神科電気痙攣療法	3,000点				1日に1回を限度	麻酔に要する費用(薬剤料及び特定保険医療材料を除く)は所定点数に含まれる	
③ 通院精神療法【1回につき】							
イ 決定後初めて行った場合	600点					地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等行っている指定医が行った場合	
ロ イ以外の場合						通院対象者の家族について、対象者本人とは別に専門的見地からカウンセリング等を行った場合は、週1回を限度として別に算定することができます。なお、同一日の別の時間帯に対象者に対しても医療観察通院精神療法を行った場合には、併せて算定することができます	
(1) 30分以上の場合	400点					抗精神病薬を服用している対象者について、客観的な指標による当該薬剤の副作用の評価を行った場合	
特定薬剤副作用評価加算	25点						
(2) 30分未満の場合	330点						
20歳未満の対象者に行った場合	350点	前期				前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行った場合に限り加算できる	
④ 医療観察認知療法・認知行動療法【1日につき】						指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、対象者に説明を行った上で実施(30分以上)した場合に、一連の治療について16回に限り算定できる	
イ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医による場合	500点					同一日に行われる他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる(前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りではない)	
ロ イ以外の場合	420点						
⑤ 通院集団精神療法【1日につき】	270点	週2回	週1回			※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。但し、前期の医療観察精神科訪問看護・指導料は除外	
⑥ 精神科作業療法【1日につき】	220点						
⑦ 精神科ショート・ケア【1日につき】						※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。但し、前期の医療観察精神科訪問看護・指導料は除外	
イ 小規模なもの	275点						
ロ 大規模なもの	330点					※ロについては疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に加算	
医療観察前期・中期加算	20点	前期	中期				
⑧ 精神科デイ・ケア【1日につき】						※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。但し、前期の医療観察精神科訪問看護・指導料は除外	
イ 小規模なもの	590点						
ロ 大規模なもの	700点					※ロについては疾患等に応じた診療計画を作成して行われる場合に加算	
医療観察前期・中期加算	50点	前期	中期				
⑨ 精神科ナイト・ケア【1日につき】	540点					※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。	
医療観察前期・中期加算	50点	前期	中期				
⑩ 精神科デイ・ナイト・ケア【1日につき】	1,000点					※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。	
医療観察前期・中期加算	50点	前期	中期				
医療観察疾患別等診療計画加算	40点					疾患等に応じた診療計画を作成して行った場合	
⑪ 精神科訪問看護・指導料							
イ 精神科訪問看護・指導料(Ⅰ)							
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	575点					通院対象者又は家族等(※同一建物居住者を除く)に対して行う。	
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	440点						
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	675点					障害者自立支援法に規定する施設等に入所している複数のものに対して行う。	
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	525点					※3時間を超えた場合に5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに加算	
ロ 精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)	160点					通院対象者又は家族等(同一建物居住者に限り、ロの対象者を除く)に対して行う。	
看護・指導時間が3時間を超えた場合の加算	40点					イ、ロ、ハ共通	
ハ 精神科訪問看護・指導料(Ⅲ)						※同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は所定点数に含まれる。但し、前期の「医療観察通院集団精神療法」「医療観察精神科ショートケア」「医療観察精神科デイケア」「医療観察認知療法・認知行動療法」は除く。	
(1) 同一日に2人						※急性増悪した日から7日以内の期間について、1日につき1回限り算定可能。	
① 週3日目まで 30分以上の場合	575点					※さらに継続した訪問看護・指導が必要と判断された場合は、急性増悪した日から1月以内の医師が指示した連続した7日間については、1日につき1回に限り算定可能。	
② 週3日目まで 30分未満の場合	440点					※ハは、患者1人につきそれぞれ所定点数を算定する。	
③ 週4日目以降 30分以上の場合	675点						
④ 週4日目以降 30分未満の場合	525点						
(2) 同一日に3人							
① 週3日目まで 30分以上の場合	288点						
② 週3日目まで 30分未満の場合	220点						
③ 週4日目以降 30分以上の場合	338点						
④ 週4日目以降 30分未満の場合	263点						
複数の保健師等による訪問看護・指導加算							
イ 他の保健師等と同時	450点					※30分未満の場合は除く	
ロ 准看護師と同時	380点						
ハ 看護補助者と同時	300点	週1回					
長時間精神科訪問看護・指導加算	520点	週1回				※急性増悪等により長時間の訪問を要する場合	
夜間・早朝精神科訪問看護加算	210点					※夜間(午後6時から午後10時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)	
深夜精神科訪問看護加算	420点					※深夜(午後10時から午前6時まで)	
精神科緊急訪問看護加算	265点					医師の指示により、指定通院医療機関の保健師等が緊急に実施した場合	

⑫ 精神科訪問看護指示料	300点	通院対象者1人につき月1回	医療観察精神科訪問看護指示書を交付した場合
精神科特別訪問看護指示加算	100点		急性増悪により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある場合
⑬ 抗精神病特定薬剤治療指導管理料		月1回	
イ 持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料	250点		
ロ 治療抵抗性統合失調症治療指導管理料	500点		計画的な医学管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用等について説明し、療養上必要な指導を行った場合
⑭ 薬剤料			

第3章 医療観察訪問看護

1 医療観察訪問看護基本料			
イ 医療観察訪問看護基本料(Ⅰ)			
(1) 週3日目まで 30分以上の場合	555点		通院対象者又は家族等に対して(同一居住者を除く)訪問事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して指導を行った場合
(2) 週3日目まで 30分未満の場合	425点		
(3) 週4日目以降 30分以上の場合	655点		
(4) 週4日目以降 30分未満の場合	510点		
ロ 医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)	160点		精神障害者社会復帰施設等に入所している複数の者に対して訪問事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して指導を行った場合
看護・指導時間が3時間を超えた場合の加算(1h)	40点		※3時間を超えた場合に5時間を限度として、1時間又はその端数を増すごとに加算
ハ 医療観察訪問看護基本料(Ⅲ)			
(1) 同一日に2人			
① 週3日目まで 30分以上の場合	555点		
② 週3日目まで 30分未満の場合	425点		
③ 週4日目以降 30分以上の場合	655点		通院対象者又は家族等(同一建物居住者に限り、ロの対象者を除く)に対して、訪問看護型指定通院医療機関の看護師等が訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合。患者1人につきそれぞれ算定
④ 週4日目以降 30分未満の場合	510点		
(2) 同一日に3人			
① 週3日目まで 30分以上の場合	278点		
② 週3日目まで 30分未満の場合	213点		
③ 週4日目以降 30分以上の場合	328点		
④ 週4日目以降 30分未満の場合	255点		
複数名訪問看護加算			
イ 複数名訪問看護加算(看護師+看護師)	430点		
ロ 複数名訪問看護加算(看護師+准看護師)	380点		
ハ 複数名訪問看護加算(看護師+看護補助者)	300点	週1回	※30分未満の場合を除く
医療観察特別地域訪問看護加算	所定額の100分の50		訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患者までの移動時間が1時間以上である場合
医療観察精神科緊急訪問看護加算	265点		主治医の指示に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師が緊急に実施した場合
医療観察長時間精神科訪問看護加算	520点	週1回	
医療観察夜間・早朝訪問看護加算	210点		※夜間(午後6時から午後10時まで)、早朝(午前6時から午前8時まで)
医療観察深夜訪問看護加算	420点		※深夜(午後10時から午前6時まで)
2 医療観察訪問看護管理料			
イ 月の初日の訪問の場合	740点		訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者にかかる「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、計画的な管理を継続して行った場合に訪問の都度算定
ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)	298点		
イ 医療観察24時間対応体制加算	540点	月1回	当該月において、当該通院対象者について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が当該加算を算定している場合は算定しない
ロ 医療観察24時間連絡体制加算	250点		
3 医療観察訪問看護情報提供料(ケア会議開催の都度)	200点		ケア会議に訪問事業型指定通院医療機関の職員が出席し、通院対象者の適切な処遇のため精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うため、保護観察所を含む関係機関に対して必要な指導についての情報提供等を行った場合、ケア会議の開催の都度、算定する。

第4章 特定治療料

医科診療報酬点数表第2章 第1部医学管理料(特定薬剤治療管理料及びてんかん指導料の費用に限る)、第3部検査、第4部画像診断、第5部投薬(処方箋料を除く)、第6部注射、第7部リハビリテーション、第9部処置(100点以上のものに限る)、第10部手術、第11部麻酔、第12部放射線治療 等

※施設基準や算定方法等の詳細については、関係通知等を参照のうえ、ご確認願います